

荒川区地域防災計画 実施推進計画

令和6年12月
荒 川 区

荒川区地域防災計画実施推進計画 目次・体系図

荒川区地域防災計画実施推進計画について

P. 1

震 災 編

1 地域防災力の向上

① 防災意識の啓発	・あらBOSA Iにおける普及啓発 ・様々な広報媒体や防災訓練・防災講話等の機会を活用した普及啓発	P. 3
② 家庭内備蓄の推進	・7日分以上（最低3日分以上）の家庭内備蓄の推進	P. 4
③ 屋内安全対策の推進	・家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置の推進 ・感震ブレーカーの設置・配付の推進 ・防災ベッド、耐震シェルターの設置の推進	P. 4
④ 地域防災の担い手の育成	・中学校防災部の活動促進等	P. 5
⑤ マンションにおける自助の推進・共助体制の構築	・【再掲】家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置の推進 ・集合住宅居住者による7日分以上（最低3日分以上）の家庭内備蓄の推進 ・管理組合等による災対本部機能構築のための資機材及び日用品等の備蓄の啓発支援 ・エレベーター停止、在宅避難等、マンション特有の課題とその対策に関する周知啓発 ・管理組合等による防災マニュアル作成の推進	P. 6
⑥ ボランティアとの協力体制の構築	・災害ボランティアセンターの運営体制の強化	P. 7

2 安全な都市づくりの実現

① 木造住宅密集地域の整備促進	・不燃化特区整備促進事業の推進	P. 8
② 密集住宅市街地整備促進事業	・主要生活道路の拡幅整備 ・主要生活道路の用地測量	P. 8
③ 都市計画道路の整備	・都市計画道路の整備 ・都市計画道路の用地測量	P. 8
④ 木造・非木造建物耐震化推進事業	・木造建物耐震化推進事業の推進 ・非木造建物耐震化推進事業の推進	P. 9
⑤ 細街路拡幅整備事業	・細街路の拡幅整備	P. 9
⑥ 空き家対策	・危険な老朽空家の除却の推進 ・空き家相談会の開催	P. 10
⑦ 公園・緑地等の整備	・都市計画公園の整備	P. 10
⑧ 防災スポットの整備	・防災スポットの整備	P. 11

⑨ 高層建築物の対策	・【再掲】家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置の推進 ・【再掲】エレベーター停止、在宅避難等、マンション特有の課題とその対策に関する周知啓発 ・分譲マンション等の高層建築物における設備改修等の促進 ・長周期地震動の対策に関する周知啓発	P. 11
⑩ 崖・擁壁・ブロック塀等の対策	・崖・擁壁の安全性向上のための支援 ・危険なブロック塀等の所有者に対する指導	P. 12
⑪ 建築物の耐震化及び安全対策の促進	・【再掲】木造建物耐震化推進事業の推進 ・【再掲】非木造建物耐震化推進事業の推進 ・荒川区耐震改修促進計画に基づく耐震化の促進	P. 13
⑫ 火災の拡大防止	・地域設置消火器の拡充 ・永久水利施設の整備及び送水訓練の実施	P. 14
⑬ 道路の無電柱化	・無電柱化の推進	P. 15

3 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

① 道路・橋梁の安全化	・道路の点検及び調査 ・橋梁の点検及び調査	P. 16
-------------	--	-------

4 広域的な視点からの応急対応力の強化

① 災害対策本部の活動体制の強化	・防災関係機関等と連携した災害対策本部訓練の実施及びマニュアルの改善 ・職員用備蓄の確保及び充実	P. 17
② 受援・応援体制の構築	・協定締結自治体・団体等との連携強化及び新たな協定締結に向けた検討 ・災害時のフェーズに応じた荒川区受援・応援ガイドラインの整備及び関係マニュアルの更新・作成	P. 18

5 情報通信の確保

① 住民等への情報提供体制の整備	・荒川区防災アプリの普及 ・災害情報受信機配付事業の推進 ・情報伝達体制の強化	P. 19
------------------	---	-------

6 医療救護・保健等対策

① 医療救護活動体制の整備	・災害拠点病院の確保及び緊急医療救護所の拡充 ・都立大学等との連携による医療救護活動体制の充実・強化 ・緊急医療救護所マニュアルに基づく医療救護連携訓練等の実施 ・医師会等と連携した活動体制の整備	P. 20
② 医療資機材の充実及び災害医療拠点エリアにおける備蓄体制の整備	・医療資器材の備蓄体制の整備・充実 ・災害医療拠点エリアの整備	P. 21
③ 遺体の収容に係る体制整備	・遺体収容所・必要資器材の確保及び遺体収容所の活動マニュアルの整備	P. 22

7 帰宅困難者対策

① 一時滞在施設における運営体制の整備

・一時滞在施設運営体制の強化

P. 23

8 避難者対策

① 避難所の管理運営体制の整備

・【再掲】医師会等と連携した活動体制の整備
・一次避難所運営力の向上、マニュアル等の改善
・二次避難所運営力の向上、マニュアル等の改善
・福祉避難所運営力の向上、マニュアル等の改善

P. 24

② 高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児及びその保護者への対策

・【再掲】家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置の推進
・【再掲】感震ブレーカーの設置・配付の推進
・【再掲】防災ベッド、耐震シェルターの設置の推進
・【再掲】災害情報受信機配付事業の推進
・避難行動要支援者の個別避難計画の策定支援
・家庭の状況に応じた防災対策の啓発

P. 25

③ 女性の視点や多様性に配慮した対策

・女性の視点や多様性に配慮した避難所における管理運営・支援体制の整備及び周知啓発
・男女共同参画の推進及び多様性の理解促進

P. 27

④ 動物救護

・ペットの飼い主への事前の備え及び区民へのペットの避難に関する意識啓発
・動物の避難体制の整備

P. 28

9 物流・備蓄・輸送対策の推進

① 食料及び生活必需品等の確保

・高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児に配慮した備蓄の推進
・区民用備蓄の充実

P. 29

10 住民の生活の早期再建

① 応急危険度判定の体制整備

・応急危険度判定を実施するための体制強化

P. 30

② 災害廃棄物（がれき・し尿等）処理体制の整備

・災害廃棄物処理体制の整備
・区民に対する災害時のごみの分別等に係る平時からの普及啓発
・災害時に使用可能なトイレの整備及び携帯トイレの普及啓発

P. 31

③ 被災者生活再建支援に係る体制整備

・被災者生活再建支援体制の整備及び被災者生活再建支援システム研修・運用訓練の実施

P. 32

1 予防対策

① 区民への情報伝達・意識啓発	・風水害時の避難方法・避難場所の周知及び風水害に関する普及啓発	P. 33
② 要配慮者対策	・要配慮者利用施設ごとの避難確保計画の作成支援	P. 33
③ 避難場所の管理運営体制の整備	・避難場所の管理運営体制の充実	P. 34
④ 広域避難体制の整備	・国、都、関係自治体等と連携した広域避難体制の整備	P. 34

荒川区地域防災計画実施推進計画について

1 計画の概要

- ・荒川区地域防災計画実施推進計画（以下「本計画」という。）は、過去の災害の教訓を踏まえ、首都直下地震等が発生した場合に区民の生命、身体、財産を守り、可能な限り被害を少なくするため、荒川区地域防災計画に定める防災・減災対策のうち、特に重要度が高く、優先して実施すべき事業を計画的に推進することを目的として定めるものであり、荒川区地域防災計画の実施計画として位置付ける。

2 計画策定・改定の経過

策定・改定年月	経過
平成 30 年 8 月	・荒川区地域防災計画の修正に際して、荒川区地域防災計画実施推進計画（第一次）（計画期間：平成 30 年度から令和 2 年度まで）（以下「第一次計画」という。）を策定した。 ・第一次計画では、屋内安全対策事業の推進や災害対策本部体制の強化、避難所の管理体制の整備を含む避難者対策、防災まちづくり施策などの震災対策を中心に、71 事業・取組を選定、掲載した。
令和 3 年 2 月	・第一次計画の計画期間が終期を迎えたことから、第一次計画期間内で発生した災害や感染症における課題や教訓、また、それらに基づき策定した「荒川区風水害対応方針」（令和 2 年 2 月）や「避難所等における新型コロナウイルス等感染症対応方針」（令和 2 年 7 月）を踏まえ、第一次計画の掲載事業・取組を見直すとともに、新たに事業・取組を追加し、第二次計画（計画期間：令和 3 年度から令和 5 年度まで）へと改定した。 ・第二次計画では、第一次計画の掲載事業・取組のうち、引き続き進捗管理していく必要がある事業・取組に、風水害時の避難体制の整備をはじめとする風水害対策や新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止対策を含む避難所等の環境整備などの新たな事業・取組を加え、59 事業・取組を選定、掲載した。
令和 6 年 12 月	・「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和 4 年 5 月）に基づき、令和 5 年 5 月に東京都地域防災計画（震災編）が修正され、これに伴い令和 6 年に荒川区地域防災計画を修正したことから、これまでの計画を見直すとともに、新たに実施すべき事業・取組を追加し、本計画（計画期間：令和 6 年度から令和 8 年度まで）を新たに策定する。 ・本計画では、引き続き進捗管理していく必要がある事業・取組に、荒川区地域防災計画の修正や令和 6 年能登半島地震等の近年発生した災害における課題や教訓を踏まえ、新たに対策が必要な事業・取組及びより一層充実すべき事業・取組を加え、63 事業・取組を選定、掲載する。

3 掲載事業の選定及び目標の設定

(1) 掲載事業の選定

- ・本計画には、荒川区地域防災計画に定める防災・減災対策のうち、特に重要度が高く、計画的に進行管理していく必要がある事業を掲載することとし、近年の災害の教訓等を踏まえ、新たな対応または対応の充実・強化が必要な事業・取組について、重点的に進捗管理する。

(2) 到達目標の設定

- ・本計画に掲載する事業・取組における年度ごとの到達目標については、「首都直下地震等による東京の被害想定」に示される都心南部直下地震に加え、独自に調査研究した都心東部直下地震及び都心西部直下地震の被害想定を基に、区における首都直下地震による最悪の事態を想定し、定める。

4 計画期間の設定及び計画の管理・見直し

- ・本計画の計画期間は、荒川区地域防災計画（令和6年修正）を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3年間とする。
- ・毎年度、各事業・取組における到達目標に対する進捗状況を評価し、必要に応じて、実施する事業・取組の検討や目標等の見直しを行うことにより、さらなる防災・減災対策の推進を図る。
- ・また、計画期間が終期を迎えた際や荒川区地域防災計画を修正・更新した際は、次期計画の策定に向けて、本計画掲載事業の進捗状況を取りまとめるとともに、適宜、国や都の動向や関係法令の改正、災害から得られた教訓等を踏まえ、本計画を改定する。

震 災 編

1 地域防災力の向上

災害が発生した場合の被害や生活への影響を最小限に抑えるためには、区民一人ひとりによる事前の備えが重要である。区民が正しい防災知識を持ち、災害発生時に自らの生命を守ることができるよう、区民の防災力向上のための自助の啓発及び普及を推進する。

【所管部】区民生活部、地域文化スポーツ部、福祉部、子ども家庭部

対策項目	① 防災意識の啓発			
実施内容	・ あらBOSA Iや防災訓練、防災講話等の様々な機会を活用し、子どもから大人まで幅広い世代を対象に自助の重要性等に関する普及啓発を行う。 ・ 災害時の避難行動や避難生活の面で特に配慮が必要となる要配慮者や妊産婦、乳幼児、外国人が安心して避難生活を送ることができるよう、日頃の備え等に関する普及啓発を行う。			
取組（指標）	到達目標			主な地域防災計画の関連項目ページ
	令和6年度 (実施中)	令和7年度	令和8年度	
あらBOSA Iにおける普及啓発	・ 防災関係機関等と連携したあらBOSA I(会場開催)の実施 ・ 区内イベント等における出張あらBOSA Iの実施 ・ アフターあらBOSA Iの実施 ・ まなBOSA Iの充実(防災資器材の取扱い動画の掲載、各種ページの更新)	・ 防災関係機関等と連携したあらBOSA I(会場開催)の実施 ・ 区内イベント等における出張あらBOSA Iの実施 ・ アフターあらBOSA Iの実施 ・ まなBOSA Iの充実	・ 防災関係機関等と連携したあらBOSA I(会場開催)の実施 ・ 区内イベント等における出張あらBOSA Iの実施 ・ アフターあらBOSA Iの実施 ・ まなBOSA Iの充実	P.67
様々な広報媒体や防災訓練・防災講話等の機会を活用した普及啓発	・ 区民や区内事業者等を対象とした防災講話の実施 ・ 外国人のための防災講座の実施 ・ 民生委員や介護事業所、地域包括支援センター等を通じた周知啓発 ・ 福祉避難所開設・運営訓練や福祉・介護に関する講演・イベントの開催時の周知啓発 ・ 保護者、乳幼児を対象とした防災訓練における普及啓発	・ 区民や区内事業者等を対象とした防災講話の実施 ・ 外国人のための防災講座の実施 ・ 民生委員や介護事業所、地域包括支援センター等を通じた周知啓発 ・ 福祉避難所開設・運営訓練や福祉・介護に関する講演・イベントの開催時の周知啓発 ・ 保護者、乳幼児を対象とした防災訓練における普及啓発	・ 区民や区内事業者等を対象とした防災講話の実施 ・ 外国人のための防災講座の実施 ・ 民生委員や介護事業所、地域包括支援センター等を通じた周知啓発 ・ 福祉避難所開設・運営訓練や福祉・介護に関する講演・イベントの開催時の周知啓発 ・ 保護者、乳幼児を対象とした防災訓練における普及啓発	P.67

対策項目	② 家庭内備蓄の推進			
実施内容	・在宅避難の必要性及び在宅避難のための7日分以上（最低3日分以上）の家庭内備蓄の重要性について、様々な媒体や機会を活用し、周知啓発を行う。			
取組（指標）	到達目標			主な地域防災計画の関連項目ページ
	令和6年度 （実施中）	令和7年度	令和8年度	
7日分以上（最低3日分以上）の家庭内備蓄の推進	備蓄率 7日分以上：14% 3日分以上：62%	備蓄率 7日分以上：17% 3日分以上：64%	備蓄率 7日分以上：20% 3日分以上：66%	P.72

対策項目	③ 屋内安全対策の推進			
実施内容	・震災時における身体防護、火災の防止、避難経路の確保及び在宅避難の実現を図るため、家具類の転倒・落下・移動防止器具や感震ブレイカー、防災ベッド、耐震シェルターの設置について、一層の周知・促進を図る。 ・木造密集地域を中心とした出火防止対策を更に推進し、震災に伴う火災による被害の軽減を図る			
取組（指標）	到達目標			主な地域防災計画の関連項目ページ
	令和6年度 （実施中）	令和7年度	令和8年度	
家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置の推進	実施率 （区政世論調査） 76%	実施率 （区政世論調査） 78%	実施率 （区政世論調査） 80%	P.72
	設置助成件数 40件	設置助成件数 40件	設置助成件数 40件	
感震ブレイカーの設置・配付の推進	実施率 （区政世論調査） 24%	実施率 （区政世論調査） 27%	実施率 （区政世論調査） 30%	P.72
	設置助成・配付件数 600件	設置助成・配付件数 700件	設置助成・配付件数 800件	
防災ベッド、耐震シェルターの設置の推進	助成金交付申請数 3件	助成金交付申請数 6件	助成金交付申請数 10件	P.72

対策項目	④ 地域防災の担い手の育成			
実施内容	・中学生が将来の地域防災の担い手となるよう、避難所開設・運営訓練やあらＢＯＳＡＩ等の各種イベントへの参加や中学生防災対策会議の開催を通じた中学校防災部の育成、地域への貢献意欲の醸成を図る。小学生においては防災教育の充実を図る。			
取組（指標）	到達目標			主な地域防災計画の関連項目ページ
	令和６年度（実施中）	令和７年度	令和８年度	
中学校防災部の活動促進等	・避難所開設・運営訓練への参加 ・あらＢＯＳＡＩ等の防災イベントへの参画 ・東日本大震災による被災地訪問及び報告会実施 ・中学生防災対策会議の開催 ・消防団からの指導 ・高齢者宅への訪問活動 ・中学校防災部ＯＢ・ＯＧへの継続的な働きかけ ・小学生の防災教育の充実	・避難所開設・運営訓練への参加 ・あらＢＯＳＡＩ等の防災イベントへの参画 ・東日本大震災による被災地訪問及び報告会実施 ・中学生防災対策会議の開催 ・消防団からの指導 ・高齢者宅への訪問活動 ・中学校防災部ＯＢ・ＯＧへの継続的な働きかけ ・小学生の防災教育の充実	・避難所開設・運営訓練への参加 ・あらＢＯＳＡＩ等の防災イベントへの参画 ・東日本大震災による被災地訪問及び報告会実施 ・中学生防災対策会議の開催 ・消防団からの指導 ・高齢者宅への訪問活動 ・中学校防災部ＯＢ・ＯＧへの継続的な働きかけ ・小学生の防災教育の充実	P.77

対策項目	⑤ マンションにおける自助の推進・共助体制の構築			
実施内容	・震災時における身体防護、避難経路の確保及び在宅避難の実現を図るため、家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置について、一層の周知・促進を図る。 ・在宅避難のため、居住者を対象に、飲料水や食料品に加え、携帯トイレ等を7日分以上（最低3日分以上）の家庭内備蓄することの重要性について、様々な媒体や機会を活用し、周知啓発を行う。 ・管理組合等を対象に、在宅避難を念頭とした災対訓練の重要性及び、災对本部機能構築のため、資器材及び日用品等の備蓄について啓発する。 ・震災時に生じ得るマンション特有の課題（停電によるエレベーターや給水ポンプの停止等）について、区報や区ホームページ、防災訓練、防災講話等の様々な機会を活用して周知啓発を行うとともに、課題やマンションの実情を踏まえたマニュアルの作成を推進する。			
取組（指標）	到達目標			主な地域防災計画の関連項目ページ
	令和6年度 （実施中）	令和7年度	令和8年度	
【再掲】家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置の推進	実施率 （区政世論調査） 76%	実施率 （区政世論調査） 78%	実施率 （区政世論調査） 80%	P.72
	設置助成件数 40件	設置助成件数 40件	設置助成件数 40件	
集合住宅居住者による7日分以上（最低3日分以上）の家庭内備蓄の推進	備蓄率 7日分以上：15% 3日分以上：66%	備蓄率 7日分以上：20% 3日分以上：71%	備蓄率 7日分以上：25% 3日分以上：76%	P.110
管理組合等による災对本部機能構築のための資器材及び日用品等の備蓄の啓発支援	・管理組合を対象とした啓発 ・セミナー参加者を対象とした調査	・資器材及び日用品等の備蓄の啓発支援 ・配備状況調査	・資器材及び日用品等の備蓄の啓発支援 ・配備率 前年比10%増	P.78
エレベーター停止、在宅避難等、マンション特有の課題とその対策に関する周知啓発	・区ホームページや防災訓練等による周知啓発 ・コンサルタント派遣によるマンション内防災訓練等に対する啓発及び支援、分譲マンションセミナーでの啓発	・区報、区ホームページ、防災訓練等による周知啓発 ・コンサルタント派遣によるマンション内防災訓練等に対する啓発及び支援、分譲マンションセミナーでの啓発	・区報、区ホームページ、防災訓練等による周知啓発 ・コンサルタント派遣によるマンション内防災訓練等に対する啓発及び支援、分譲マンションセミナーでの啓発	P.78
管理組合等による防災マニュアル作成の推進	・防災マニュアル作成の手引きの配布 ・コンサルタント派遣による防災マニュアルの作成に対する啓発及び支援 ・区ホームページによる防災マニュアル作成に関する周知	・コンサルタント派遣による防災マニュアルの作成に対する啓発及び支援 ・区報、区ホームページによる防災マニュアル作成に関する周知	・コンサルタント派遣による防災マニュアルの作成に対する啓発及び支援 ・区報、区ホームページによる防災マニュアル作成に関する周知	P.78

対策項目	⑥ ボランティアとの協力体制の構築			
実施内容	・行政とボランティアとが互いに連携して効果的な被災者救援活動を行うため、事前に行政とボランティアとの役割分担を明確にし、平常時からボランティアとの連携・協力関係を確立する。			
取組（指標）	到達目標			主な地域防災計画の関連項目ページ
	令和6年度 （実施中）	令和7年度	令和8年度	
災害ボランティアセンターの運営体制の強化	・荒川区社会福祉協議会と連携した災害ボランティアセンター設置・運営訓練に関する意見交換等の準備 ・災害ボランティアセンター運営マニュアルの改善 ・災害ボランティア養成講座の実施	・荒川区社会福祉協議会と連携した災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施 ・災害ボランティアセンター運営マニュアルの検証・改善 ・災害ボランティア養成講座の実施	・荒川区社会福祉協議会と連携した災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施 ・災害ボランティアセンター運営マニュアルの検証・改善 ・災害ボランティア養成講座の実施	P.82

2 安全な都市づくりの実現

震災で一人の犠牲者も出さない安全・安心の街づくりを推進するため、建物の不燃化・耐震化や細街路の拡幅整備、空き家等への対策、密集市街地における道路やオープンスペースの整備等のハード面での対策を推進する。

【所管部】防災都市づくり部

対策項目	① 木造住宅密集地域の整備促進			
実施内容	・木造住宅密集地域の一層の改善を図るため、東京都の不燃化特区制度に基づき、大規模な震災時に特に危険とされている地域について、不燃化特区の指定を受け、老朽建築物の建替え費用や除却費用の助成を行う。			
取組（指標）	到達目標			主な地域防災計画の関連項目ページ
	令和6年度 (実施中)	令和7年度	令和8年度	
不燃化特区整備促進事業の推進	不燃領域率 67.8%	不燃領域率 70.0%	不燃領域率 70%超	P.98

【所管部】防災都市づくり部

対策項目	② 密集住宅市街地整備促進事業			
実施内容	・震災時における円滑な消火活動と避難路を確保するため、主要生活道路の拡幅整備を行う。			
取組（指標）	到達目標			主な地域防災計画の関連項目ページ
	令和6年度 (実施中)	令和7年度	令和8年度	
主要生活道路の拡幅整備	整備率 29.3%	整備率 29.6%	整備率 30.5%	P.98
主要生活道路の用地測量	進捗率 60.6%	進捗率 62.9%	進捗率 65.0%	P.98

【所管部】防災都市づくり部

対策項目	③ 都市計画道路の整備			
実施内容	・都市計画道路は都市交通における基幹的な都市施設であるとともに、震災時や延焼火災発生時における避難路及び延焼遮断帯の役割を担うことから、着実な整備を図る。			
取組（指標）	到達目標			主な地域防災計画の関連項目ページ
	令和6年度 (実施中)	令和7年度	令和8年度	
都市計画道路の整備	整備率 58.1%	整備率 58.1%	整備率 69.3%	P.98
都市計画道路の用地測量	進捗率 44.8%	進捗率 100%	進捗率 100%	P.98

対策項目	④ 木造・非木造建物耐震化推進事業			
実施内容	・震災時に倒壊等の恐れがある木造・非木造建物について、耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震建替え工事等に係る費用を支援することで、建物の耐震性の向上を図る。			
取組（指標）	到達目標			主な地域防災計画の関連項目ページ
	令和6年度 （実施中）	令和7年度	令和8年度	
木造建物耐震化推進事業の推進	- 区ホームページや掲示板等による周知啓発 - 診断 30 件 - 改修等 20 件	- 区ホームページや掲示板等による周知啓発 - 診断 35 件 - 改修等 25 件	- 区ホームページや掲示板等による周知啓発 - 診断 35 件 - 改修等 25 件	P.98
非木造建物耐震化推進事業の推進	- 区ホームページや掲示板等による周知啓発 - 診断 2 件 - 改修等 1 件	- 区ホームページや掲示板等による周知啓発 - 診断 2 件 - 改修等 2 件	- 区ホームページや掲示板等による周知啓発 - 診断 2 件 - 改修等 2 件	P.98

対策項目	⑤ 細街路拡幅整備事業			
実施内容	・防災性の向上や居住環境の改善を図るため、建築物の新築・建替え等を行う際に、建築主等の協力を得て細街路を拡幅整備する。また、事業の推進を図るため、建築主等に対して、拡幅する用地の整備に要する費用の一部を助成する。			
取組（指標）	到達目標			主な地域防災計画の関連項目ページ
	令和6年度 （実施中）	令和7年度	令和8年度	
細街路の拡幅整備	- 整備延長（累計） 117 km - 助成件数 110 件	- 整備延長（累計） 119 km - 助成件数 110 件	- 整備延長（累計） 121 km - 助成件数 110 件	P.98

対策項目	⑥ 空き家対策			
実施内容	・周囲に悪影響を及ぼす空き家を管理不全空家等あるいは特定空家等に指定し、空家等対策特別措置法に基づく指導・助言を行う。 ・大地震により倒壊等の恐れがある危険な老朽空家の除却費用の助成を行うとともに、専門家に相談できる相談会を定期開催するなど、空き家対策をより一層推進する。			
取組（指標）	到達目標			主な地域防災計画の関連項目ページ
	令和6年度（実施中）	令和7年度	令和8年度	
危険な老朽空家の除却の推進	R4調査の危険老朽空家（ランクC・B）の除却率 30%	R4調査の危険老朽空家（ランクC・B）の除却率 45%	R4調査の危険老朽空家（ランクC・B）の除却率 60%	P.98
空き家相談会の開催	開催回数（累計） 33回	開催回数（累計） 39回	開催回数（累計） 45回	P.98

対策項目	⑦ 公園・緑地等の整備			
実施内容	・震災時における延焼火災からの避難場所や自主防災組織の活動拠点を確保するため、公園・緑地等の整備を推進する。 ・宮前公園（第三期）については、災害時に拠点となる病院に隣接し、広域避難場所及び災害医療を支援する公園として機能するよう、応急対策用資器材及び災害救援用物資を保管する防災・備蓄倉庫を整備する。また、消火活動に枯渇することがない消火用水を確保するため、深井戸方式による永久水利施設を整備する。 ・南千住浄水場跡地に整備する公園は、荒川工科高等学校と一体的な広域避難場所の指定を目指し、町屋公園、荒川遊園（D地区）等の都市計画公園については、防災施設を有し避難場所となる公園整備を進める。			
取組（指標）	到達目標			主な地域防災計画の関連項目ページ
	令和6年度（実施中）	令和7年度	令和8年度	
都市計画公園の整備	【宮前公園（第三期）】 ・公園設計 ・永久水利（深井戸）さく井工事 ・用地取得	【宮前公園（第三期）】 ・公園設計 ・公園整備工事 ・防災倉庫、備蓄倉庫設計 ・永久水利設備設計 ・用地取得	【宮前公園（第三期）】 ・公園整備工事 ・防災倉庫、備蓄倉庫工事 ・永久水利設備工事	P.98
	【町屋公園】 ・尾竹橋公園廃止 ・既存施設撤去工事（尾竹橋公園等）	【町屋公園】 ・既存施設撤去工事（旧清掃施設等） ・用地取得	【町屋公園】 ・既存施設撤去工事（旧清掃施設等） ・築堤工事（都） ・用地取得	

都市計画公園の整備	【南千住浄水場跡地】 ・既存建物解体工法検討 ・用地取得	【南千住浄水場跡地】 ・既存建物解体工事（工業用水道事務所） ・用地取得	【南千住浄水場跡地】 ・既存建物解体工事（工業用水道事務所地下埋設物）	P. 98
	【荒川遊園：D地区】 ・公園設計 ・用地取得	【荒川遊園：D地区】 ・公園設計	【荒川遊園：D地区】 ・公園整備工事	

【所管部】防災都市づくり部

対策項目	⑧ 防災スポットの整備			
実施内容	・火災の延焼防止又は遅延、建て詰まりの軽減を図るため、小規模な敷地を整備し、防災機能を備えたオープンスペースとして確保する。			
取組（指標）	到達目標			主な地域防災計画の関連項目ページ
	令和6年度（実施中）	令和7年度	令和8年度	
防災スポットの整備	整備か所数（累計） 24 か所	整備か所数（累計） 26 か所	整備か所数（累計） 27 か所	P. 98

【所管部】防災都市づくり部

対策項目	⑨ 高層建築物の対策			
実施内容	・高層建築物における震災時の二次被害を防止するため、区内の高層建築物のエレベーター所有者（管理者）に対して、エレベーターの閉じ込め対策の実施状況を確認するとともに、必要に応じて改修を促す。 ・長周期地震動の影響を受けやすい超高層の建物の居住者等に対して、想定される被害や対策について、区報や区ホームページ、防災訓練、防災講話等の様々な機会を活用して周知啓発を行う。			
取組（指標）	到達目標			主な地域防災計画の関連項目ページ
	令和6年度（実施中）	令和7年度	令和8年度	
【再掲】家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置の推進	実施率（区政世論調査） 76%	実施率（区政世論調査） 78%	実施率（区政世論調査） 80%	P. 72
	設置助成件数 40 件	設置助成件数 40 件	設置助成件数 40 件	
【再掲】エレベーター停止、在宅避難等、マンション特有の課題とその対策に関する周知啓発	・区ホームページや防災訓練等による周知啓発 ・コンサルタント派遣によるマンション内防災訓練等に対する啓発及び支援、分譲マンションセミナーでの啓発	・区報、区ホームページ、防災訓練等による周知啓発 ・コンサルタント派遣によるマンション内防災訓練等に対する啓発及び支援、分譲マンションセミナーでの啓発	・区報、区ホームページ、防災訓練等による周知啓発 ・コンサルタント派遣によるマンション内防災訓練等に対する啓発及び支援、分譲マンションセミナーでの啓発	P. 78

分譲マンション等の 高層建築物における 設備改修等の促進	・マンション防災マニュアル作成の手引きを配布 ・定期調査報告書などによる現状把握及び必要となる改修等の調査	・設備改修等の必要性を周知啓発	・設備改修等の必要性を周知啓発	P.110
長周期地震動の対策 に関する周知啓発	・区ホームページや区内マンションにおける防災訓練等での長周期地震動に関する対策等の周知啓発	・区ホームページや区内マンションにおける防災訓練等での長周期地震動に関する対策等の周知啓発	・区ホームページや区内マンションにおける防災訓練等での長周期地震動に関する対策等の周知啓発	P.117

【所管部】防災都市づくり部

対策項目	⑩ 崖・擁壁・ブロック塀等の対策			
実施内容	・土砂災害特別警戒区域内における崖・擁壁の所有者を対象として、擁壁の専門家の派遣や安全性確保のための対策工事の経費の一部を助成し、崖・擁壁の安全性の向上を推進する。 ・震災時におけるブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険なブロック塀等*の所有者に対する指導を徹底して行い、通学路におけるブロック塀の情報を関係部署と共有する。（*令和2年度調査以降「危険である」「注意を要する」と判定されたブロック塀等が対象） ・危険ブロック塀等の撤去を促すため、ブロック塀等撤去助成事業や生けがき造成助成制度の周知の強化を図る。			
取組（指標）	到達目標			主な地域防災計画 の関連項目ページ
	令和6年度 （実施中）	令和7年度	令和8年度	
崖・擁壁の安全性向上のための支援	・擁壁専門家派遣事業及び擁壁等対策工事助成制度について、区ホームページへの掲載や、擁壁等の所有者にチラシを配布し、周知啓発	・擁壁専門家派遣事業及び擁壁等対策工事助成制度について、区ホームページへの掲載や、擁壁等の所有者にチラシを配布し、周知啓発	・擁壁専門家派遣事業及び擁壁等対策工事助成制度について、区ホームページへの掲載や、擁壁等の所有者にチラシを配布し、周知啓発	P.113
危険なブロック塀等の所有者に対する指導	・全域実態調査に基づく追跡調査を実施 ・危険なブロック塀等の所有者等に対する指導文書の手交 ・「危険である」「注意を要する」ブロック塀等の減少累計 340 件	・全域実態調査に基づく追跡調査を実施 ・危険なブロック塀等の所有者等に対する指導文書の手交 ・「危険である」「注意を要する」ブロック塀等の減少累計 410 件	・全域実態調査に基づく追跡調査を実施 ・危険なブロック塀等の所有者等に対する指導文書の手交 ・「危険である」「注意を要する」ブロック塀等の減少累計 480 件	P.113

対策項目	⑪ 建築物の耐震化及び安全対策の促進			
実施内容	・震災時における区民の生命及び財産を保護するため、荒川区耐震改修促進計画に基づき、戸建住宅、共同住宅等の耐震補強等の費用に対して助成を行い、耐震化を促進する。			
取組（指標）	到達目標			主な地域防災計画の関連項目ページ
	令和6年度 (実施中)	令和7年度	令和8年度	
【再掲】木造建物耐震化推進事業の推進	・区ホームページや掲示板等による周知啓発 ・診断 30 件 ・改修等 20 件	・区ホームページや掲示板等による周知啓発 ・診断 35 件 ・改修等 25 件	・区ホームページや掲示板等による周知啓発 ・診断 35 件 ・改修等 25 件	P.98
【再掲】非木造建物耐震化推進事業の推進	・区ホームページや掲示板等による周知啓発 ・診断 2 件 ・改修等 1 件	・区ホームページや掲示板等による周知啓発 ・診断 2 件 ・改修等 2 件	・区ホームページや掲示板等による周知啓発 ・診断 2 件 ・改修等 2 件	P.98
荒川区耐震改修促進計画に基づく耐震化の促進	住宅の耐震化率 89%	住宅の耐震化率 95%	住宅の耐震化率 95%超	P.113

対策項目	⑫ 火災の拡大防止			
実施内容	・震災に伴う火災の発生に迅速に対応し、延焼防止を図るため、区民及び区内事業所等の協力を得ながら、地域危険度が高い地域へ重点的に地域設置消火器等の設置を進めるとともに、地下水や河川水等を消火用水として活用することができる永久水利施設の整備を進める。 ・初期消火の実行性を高めるため、防災訓練等を通じて消火器や永久水利施設の使用方法等について周知啓発を図る。			
取組（指標）	到達目標			主な地域防災計画の関連項目ページ
	令和6年度 (実施中)	令和7年度	令和8年度	
地域設置消火器の拡充	・木密地域を中心とした地域設置消火器の増設 ・防災訓練や避難所開設・運営訓練等における地域設置消火器の利用方法等に関する周知啓発	・一次避難所及び二次避難所への建物設置型消火器の設置 ・木密地域を中心とした地域設置消火器の増設 ・防災訓練や避難所開設・運営訓練等における地域設置消火器の利用方法等に関する周知啓発	・区施設への建物設置消火器の設置 ・木密地域を中心とした地域設置消火器の増設 ・防災訓練や避難所開設・運営訓練等における地域設置消火器の利用方法等に関する周知啓発	P.117
永久水利施設の整備及び送水訓練の実施	・宮前公園永久水利施設さく井工事の実施 ・消防署や消防団等と連携した送水訓練の実施 ・送水動作の確認	・宮前公園永久水利施設設備設計の実施 ・消防署や消防団等と連携した送水訓練の実施 ・送水動作の確認	・宮前公園永久水利施設設備工事の実施 ・消防署や消防団等と連携した送水訓練の実施 ・送水動作の確認	P.122

対策項目	⑬ 道路の無電柱化			
実施内容	・無電柱化は、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を目的としている。 ・令和元年7月に策定した「荒川区無電柱化推進計画」に基づき、優先整備路線（10路線）について整備を進めている。 ・無電柱化推進計画においては、これまで実施してきた都市計画道路とともに、木造住宅密集地域内の主要生活道路についても計画的に実施していく。			
取組（指標）	到達目標			主な地域防災計画 の関連項目ページ
	令和6年度 （実施中）	令和7年度	令和8年度	
無電柱化の推進	【第二峡田小学校北側道路】 ・電柱撤去 ・道路整備工事	【第二峡田小学校北側道路】 ・工事完了	【第二峡田小学校北側道路】 ・工事完了	P.98
	【荒川遊園通り】 ・引込連系管工事	【荒川遊園通り】 ・引込連系管工事	【荒川遊園通り】 ・電柱撤去 ・道路整備工事	
	【補助331号線】 ・引込連系管工事（1工区）	【補助331号線】 ・電線共同溝本体工事（2工区）	【補助331号線】 ・電線共同溝本体工事、引込連系管工事（2工区）	
	【優先整備路線完了実績（累計）】 ・4路線	【優先整備路線完了実績（累計）】 ・4路線	【優先整備路線完了実績（累計）】 ・5路線	

3 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

災害時の人命救助や消火活動、物資輸送等を円滑に行うことができるよう、道路や橋梁等の交通関連施設の機能を維持する必要があるため、平時から十分な点検や調査を実施し、安全確保を図る。

【所管部】防災都市づくり部

対策項目	① 道路・橋梁の安全化			
実施内容	・「荒川区が管理する道路の維持管理基準」に基づき、舗装の劣化状況を把握する路面性状調査や、道路附属物の健全度の確認等を行う道路ストックの総点検、路面下の空洞発生状況を確認する路面下空洞調査、橋梁の健全度を確認する定期点検について、5年に1度実施する。 ・災害時においても道路・橋梁利用者の安全な通行や円滑な災害救援活動を確保するため、調査・点検結果で判明した危険箇所を、改修・補修工事の実施に反映させる。			
取組（指標）	到達目標			主な地域防災計画の関連項目ページ
	令和6年度 （実施中）	令和7年度	令和8年度	
道路の点検及び調査	・路面性状調査 ・道路附属物点検 ・路面下空洞化対策工事 ・道路改修工事	・路面下空洞化対策工事 ・道路改修工事	・路面下空洞化対策工事 ・道路改修工事	P.137
橋梁の点検及び調査	・鉄道事業者との橋梁点検に関する施行協定締結 ・日常点検（年4回）	・定期点検（下御隠殿坂跨線道路橋・第二日暮里跨線道路橋・紅葉坂跨線人道橋） ・日常点検（年4回）	・橋梁長寿命化修繕計画の改定 ・日常点検（年4回）	P.137

4 広域的な視点からの応急対応力の強化

平時から防災関係機関や災害時協定事業者等と連携した災害対策本部訓練の実施等を通じて、発災時における迅速かつ的確な応急対応体制を構築する。

【所管部】区民生活部、管理部、各部

対策項目	① 災害対策本部の活動体制の強化			
実施内容	・ 平時から防災関係機関等と連携した災害対策本部訓練を実施することにより、各機関等との連携を高めるとともに、訓練を通じて抽出された課題について、防災関係機関及び各部と協議・検討し、マニュアル等の改善を図る。 ・ 持続可能な活動体制を確保するため、職員用の備蓄物資の充実を図る。			
取組（指標）	到達目標			主な地域防災計画の関連項目ページ
	令和6年度 (実施中)	令和7年度	令和8年度	
防災関係機関等と連携した災害対策本部訓練の実施及びマニュアルの改善	・ 運用班訓練の実施 ・ 災対各部訓練の実施 ・ 消防署・警察署等の関係機関と連携した災害対策本部訓練の実施 ・ マニュアルの検証・改善 ・ 災対各部の応急対策業務の見直し・改善	・ 運用班訓練の実施 ・ 災対各部訓練の実施 ・ 消防署・警察署等の関係機関と連携した災害対策本部訓練の実施 ・ マニュアルの検証・改善 ・ 災対各部の応急対策業務の見直し・改善	・ 運用班訓練の実施 ・ 災対各部訓練の実施 ・ 消防署・警察署等の関係機関と連携した災害対策本部訓練の実施 ・ マニュアルの検証・改善 ・ 災対各部の応急対策業務の見直し・改善	P.165
職員用備蓄の確保及び充実	・ 3日分以上の備蓄の確保 ・ 長期的な災害対策・復興活動に備えた備蓄物資の検討	・ 3日分以上の備蓄の確保 ・ 長期的な災害対策・復興活動に備えた備蓄物資の検討	・ 3日分以上の備蓄の確保 ・ 長期的な災害対策・復興活動に備えた備蓄物資の検討	P.165

対策項目	② 受援・応援体制の構築			
実施内容	・災害発生時に区だけで全ての対策を行うことは困難であることを踏まえ、他自治体との相互応援協定や防災関係機関・民間団体等との応援協定の締結に向けた協議及び締結を進める。 ・協定締結団体等と連携した訓練などを通じて、「顔の見える関係」を構築し、更なる体制強化を図る。 ・災害時のフェーズに応じた実効性のある受援・応援体制を確保するため、平時から荒川区受援・応援ガイドラインや関係マニュアルを整備するとともに、必要に応じて、マニュアルの新規作成や改善を行う。			
取組（指標）	到達目標			主な地域防災計画の関連項目ページ
	令和6年度（実施中）	令和7年度	令和8年度	
協定締結自治体・団体等との連携強化及び新たな協定締結に向けた検討	・協定締結団体等との協定内容の確認・見直し ・協定締結団体等との訓練の実施などを通じた連携強化 ・更なる災害対策の強化に向けた新たな協定締結の検討 【締結実績】 自治体：18 件 民間団体：144 件 行政機関等：29 件 【令和6年度締結済み】 ・災害時等における災害廃棄物一次仮置場の運営に関する協定書 ・災害に係る情報発信等に関する協定 【令和6年度締結見込み】 ・災害関連死の予防に資する職能団体との協定 ・災害時における避難行動要支援者等の支援に関する協定	・協定締結自治体への視察や、協定締結団体等との協定内容の確認・訓練の実施などを通じた連携強化 ・更なる災害対策の強化に向けた新たな協定締結の検討	・協定締結自治体への視察や、協定締結団体等との協定内容の確認・訓練の実施などを通じた連携強化 ・更なる災害対策の強化に向けた新たな協定締結の検討	P.186
災害時のフェーズに応じた荒川区受援・応援ガイドラインの整備及び関係マニュアルの更新・作成	・近年の災害事例等を踏まえた受援の内容や流れ等に関する情報収集、区の受援体制の再検討	・受援・応援ガイドラインの改善及び関連マニュアルの作成	・受援・応援ガイドライン等に基づく訓練の実施 ・訓練を通じた受援・応援ガイドライン等の改善	P.186

5 情報通信の確保

災害情報を迅速かつ的確に区民へ発信する体制を構築することにより、区民等の被害や混乱の発生と拡大を防止し、区民の安全と生活を守る。

【所管部】区民生活部

対策項目	① 住民等への情報提供体制の整備			
実施内容	・災害発生時に、区民に対して迅速かつ効率的に災害情報を伝達する体制を強化するため、文字・音声による災害情報の伝達が可能な荒川区防災アプリの普及を推進するとともに、情報収集にハンディキャップのある障がい者等への災害情報受信機の配付を推進する。 ・協定締結団体等との訓練を通じて、情報伝達体制の強化を図る。			
取組（指標）	到達目標			主な地域防災計画の関連項目ページ
	令和6年度 (実施中)	令和7年度	令和8年度	
荒川区防災アプリの普及	・区報や区ホームページ、防災講話等を活用したアプリの普及促進 ・適宜機能改善	・区報や区ホームページ、防災講話等を活用したアプリの普及促進 ・適宜機能改善	・区報や区ホームページ、防災講話等を活用したアプリの普及促進 ・適宜機能改善	P.216
災害情報受信機配付事業の推進	・区報や区ホームページ、防災講話等を活用した災害情報受信機の周知	・区報や区ホームページ、防災講話等を活用した災害情報受信機の周知	・区報や区ホームページ、防災講話等を活用した災害情報受信機の周知	P.216
情報伝達体制の強化	・【再掲】災害に係る情報発信等に関する協定の締結 ・つくば市との災害時HP代理掲載訓練等の継続実施	・更なる情報伝達体制の強化に向けた新たな協定締結の検討 ・つくば市との災害時HP代理掲載訓練等の継続実施	・更なる情報伝達体制の強化に向けた新たな協定締結の検討 ・つくば市との災害時HP代理掲載訓練等の継続実施	P.213

6 医療救護・保健等対策

大規模な震災時においては、家屋やブロック塀の倒壊、火災、崖崩れ等により多くの死傷者が発生することが想定されるため、迅速な医療救護活動等を行うことができるよう、平時から医療救護活動体制及び遺体の収容に係る体制を整備する。

【所管部】健康部

対策項目	① 医療救護活動体制の整備			
実施内容	・災害拠点病院を早期に確保するとともに、医師会、荒川区災害医療コーディネーター等と連携し、災害時の医療救護所の配置や機能について適宜見直し、災害時における医療救護活動の実効性の向上を図る。 ・緊急医療救護所ごとの行動マニュアル等に基づき、様々な発災状況を想定した医療救護連携訓練を実施するとともに、定期的に災害拠点病院や災害拠点連携病院等の医療機関、防災関係機関と協議を行い、連携の強化を図る。 ・医療救護連携訓練で抽出された課題について適宜検証・見直しを行うとともに、都立大学や交流都市との連携による物資供給や受援体制の検討を行い、発災初期の医療救護活動体制の充実・強化を図る。			
取組（指標）	到達目標			主な地域防災計画の関連項目ページ
	令和6年度 （実施中）	令和7年度	令和8年度	
災害拠点病院の確保及び緊急医療救護所の拡充	・令和あらかわ病院の災害拠点病院指定に向けた支援 ・災害拠点連携病院前への医療救護所の配置調整 ・現状の医療救護体制に合わせた緊急医療救護等のマニュアルの改善	・災害拠点病院との連携 ・災害拠点連携病院前への医療救護所の配置調整 ・緊急医療救護等のマニュアルの改善 ・区ホームページ、各種SNS、防災アプリ、区災害情報サイトによる緊急医療救護所となる施設等の災害医療体制の周知	・災害拠点病院との連携 ・災害拠点連携病院前への医療救護所の配置調整 ・緊急医療救護等のマニュアルの改善 ・区ホームページ、各種SNS、防災アプリ、区災害情報サイトによる緊急医療救護所となる施設等の災害医療体制の周知	P.228
都立大学等との連携による医療救護活動体制の充実・強化	・医療人材・資器材等の受援体制及び町屋地区における緊急医療救護所機能の拡充に関する都立大学との調整	・医療人材・資器材等の受援体制及び町屋地区における緊急医療救護所機能の拡充に関する都立大学との調整	・医療人材・資器材等の受援体制及び町屋地区における緊急医療救護所機能の拡充に関する都立大学との調整	P.228

緊急医療救護所マニュアルに基づく医療救護連携訓練等の実施	・災害医療に関する講習会（動画研修・通信訓練）、事前訓練の実施 ・医療救護連携訓練の実施（トリアージ、通信訓練、傷病者搬送等） ・東京都防災通信訓練（EMIS）の実施 ・訓練の実施を通じた課題の抽出・マニュアルの改善	・災害医療に関する講習会（動画研修・通信訓練）、事前訓練の実施 ・医療救護連携訓練の実施（トリアージ、通信訓練、傷病者搬送等） ・東京都防災通信訓練（EMIS）の実施 ・訓練の実施を通じた課題の抽出・マニュアルの改善	・災害医療に関する講習会（動画研修・通信訓練）、事前訓練の実施 ・医療救護連携訓練の実施（トリアージ、通信訓練、傷病者搬送等） ・東京都防災通信訓練（EMIS）の実施 ・訓練の実施を通じた課題の抽出・マニュアルの改善	P.228
医師会等と連携した活動体制の整備	・災害医療運営連絡会の実施による医師会等との定期的な協議 ・医師会等の災害医療に関する災害時協定団体・事業者との連絡体制の確認 ・各避難所における専門職チームによる巡回調整	・災害医療運営連絡会の実施による医師会等との定期的な協議 ・医師会等の災害医療に関する災害時協定団体・事業者との連絡体制の確認 ・各避難所における専門職チームによる巡回調整	・災害医療運営連絡会の実施による医師会等との定期的な協議 ・医師会等の災害医療に関する災害時協定団体・事業者との連絡体制の確認 ・各避難所における専門職チームによる巡回調整	P.228

【所管部】健康部、防災都市づくり部

対策項目	② 医療資器材の充実及び災害医療拠点エリアにおける備蓄体制の整備			
実施内容	・これまで備蓄を進めてきた既存の災害用医療資器材について、常に適切な処置ができるよう随時内容の見直しや更新を行う。 ・各緊急医療救護所は、開設場所である病院や学校のスペースの関係から医療資器材の備蓄場所を同施設内に確保できず、近隣の備蓄倉庫等から運ぶ必要があるため、発災時の初動体制が大きな課題となっている。病院や学校にこれまで以上に働きかけ、各施設内に備蓄場所を確保できるよう調整を進める。 ・これらの取組みに加え、災害拠点病院となる令和あらかわ病院に隣接する宮前公園（第三期）において整備予定の医療用備蓄倉庫や永久水利等を活用し、医療資器材及び医療用水利の確保を図る。			
取組（指標）	到達目標			主な地域防災計画の関連項目ページ
	令和6年度（実施中）	令和7年度	令和8年度	
医療資器材の備蓄体制の整備・充実	・既存の災害用医療資器材の備蓄状況（品目・数量・保管スペース）における課題の抽出	・既存の災害用医療資器材の備蓄状況（品目・数量・保管スペース）における医師会等との課題解決に向けた検討・検証	・既存の災害用医療資器材の備蓄状況（品目・数量・保管スペース）における医師会等との検討・検証を踏まえた品目・数量の充実、保管スペースの調整	P.233

災害医療拠点エリアの整備	・宮前公園（第三期）における医療用備蓄倉庫・永久水利の活用方法の検討	・宮前公園（第三期）における医療用備蓄倉庫・永久水利の基本設計及び実施設計	・宮前公園（第三期）における医療用備蓄倉庫・永久水利の整備	P.228
--------------	------------------------------------	---------------------------------------	-------------------------------	-------

【所管部】区民生活部

対策項目	③ 遺体の収容に係る体制整備			
実施内容	・歯科医師会、警察署及び災害時協定事業者と連携し、災害時の遺体収容所及び必要資器材の確保を図る。 ・円滑に遺体収容所を運用するため、事前に区、歯科医師会、警察署、自衛隊及び災害時協定事業者の関係機関等が連携した活動マニュアルを作成する。			
取組（指標）	到達目標			主な地域防災計画の関連項目ページ
	令和6年度（実施中）	令和7年度	令和8年度	
遺体収容所・必要資器材の確保及び遺体収容所の活動マニュアルの整備	・遺体収容所の活動マニュアル作成に向けた関係機関との協議 ・遺体収容所における必要資器材の確認	・遺体収容所の活動マニュアル作成に向けた関係機関との協議 ・遺体収容所の活動マニュアルの作成 ・遺体収容所における必要資器材の確保	・遺体収容所の活動マニュアルに基づいた訓練の実施 ・訓練の実施を通じた遺体収容所の活動マニュアルの改善 ・遺体収容所における必要資器材の確保	P.236

7 帰宅困難者対策

大規模な震災時においては、多くの帰宅困難者が駅周辺や集客施設等に集中することによる混乱が想定されるため、区と民間事業者（災害時協定事業者）が連携した一時滞在施設の確保・運営等の帰宅困難者対策を講じる。

【所管部】区民生活部、地域文化スポーツ部、産業経済部

対策項目	① 一時滞在施設における運営体制の整備			
実施内容	- 円滑な一時滞在施設の運営体制を確保するため、一時滞在施設運営事業者に対して、一時滞在施設運営マニュアルの作成やマニュアルに基づく訓練の実施を促す。 - 災害時における区と一時滞在施設運営事業者との通信体制を確保するため、一時滞在施設として指定する施設にMCA無線機を配備するとともに、定期的に通信訓練を実施する。			
取組（指標）	到達目標			主な地域防災計画 の関連項目ページ
	令和6年度 (実施中)	令和7年度	令和8年度	
一時滞在施設運営体制の強化	- 一時滞在施設運営事業者との災害時における連絡窓口の確認 - MCA無線機等を活用した一時滞在施設との通信訓練の実施 - 一時滞在施設運営マニュアルの作成に向けた一時滞在施設運営事業者との記載内容の検討	- 一時滞在施設運営事業者との災害時における連絡窓口の確認 - MCA無線機等を活用した一時滞在施設との通信訓練の実施 - 一時滞在施設運営マニュアルの作成及び訓練の実施 - 訓練の実施を通じたマニュアルの改善 - 帰宅困難者向けの3日分以上の備蓄の促進	- 一時滞在施設運営事業者との災害時における連絡窓口の確認 - MCA無線機等を活用した一時滞在施設との通信訓練の実施 - 一時滞在施設運営マニュアルの作成及び訓練の実施 - 訓練の実施を通じたマニュアルの改善 - 帰宅困難者向けの3日分以上の備蓄の促進	P.258

8 避難者対策

大規模な震災時においては、家屋の倒壊や火災により自宅で継続して生活することが困難な避難者の発生やライフラインの停止が想定されるため、平時の訓練等を通じて避難所の管理運営体制や要配慮者や在宅避難者への支援体制を整備する。

【所管部】総務企画部、区民生活部、地域文化スポーツ部、福祉部、健康部、子ども家庭部

対策項目	① 避難所の管理運営体制の整備			
実施内容	・避難所運営委員会や避難所開設・運営訓練を実施するとともに、各一次避難所に避難所開設キットを導入する等、防災区民組織が迅速かつ円滑に一次避難所の開設及び運営ができる体制を強化するほか、避難所周辺の在宅避難者に対する物資の配給体制等、在宅避難者の支援体制を整備する。 ・二次避難所及び福祉避難所については、避難対象者及び避難方法について様々な機会を活用して周知を行うほか、避難所の開設及び運営マニュアルに基づく訓練を実施するとともに、必要な備蓄物資の確保・充実を図り、避難所における管理・運営体制のさらなる整備を図る。			
取組（指標）	到達目標			主な地域防災計画 の関連項目ページ
	令和6年度 (実施中)	令和7年度	令和8年度	
【再掲】医師会等と連携した活動体制の整備	・災害医療運営連絡会の実施による医師会等との定期的な協議 ・医師会等の災害医療に関する災害時協定団体・事業者との連絡体制の確認 ・各避難所における専門職チームによる巡回調整	・災害医療運営連絡会の実施による医師会等との定期的な協議 ・医師会等の災害医療に関する災害時協定団体・事業者との連絡体制の確認 ・各避難所における専門職チームによる巡回調整	・災害医療運営連絡会の実施による医師会等との定期的な協議 ・医師会等の災害医療に関する災害時協定団体・事業者との連絡体制の確認 ・各避難所における専門職チームによる巡回調整	P.228
一次避難所運営力の向上、マニュアル等の改善	・避難所運営基準の改定 ・一次避難所運営マニュアルの改定（18か所分） ・避難所開設キットの導入（18か所分）	・一次避難所運営マニュアルの改定（19か所分） ・避難所開設キットの追加導入（19か所分） ・避難所開設キットを用いた避難所開設・運営訓練の実施	・避難所開設キットを用いた避難所開設・運営訓練の実施 ・訓練を通じた一次避難所運営マニュアルの改善並びに避難所開設キットの改善	P.286
二次避難所運営力の向上、マニュアル等の改善	・二次避難所開設・運営訓練の実施 ・訓練を通じたマニュアルの改善	・二次避難所開設・運営訓練の実施 ・訓練を通じたマニュアルの改善	・二次避難所開設・運営訓練の実施 ・訓練を通じたマニュアルの改善	P.287

福祉避難所運営力の向上、マニュアル等の改善	・福祉避難所開設・運営訓練の実施 ・訓練を通じたマニュアルの改善 ・福祉専門職等への支援体制の検討	・福祉避難所開設・運営訓練の実施 ・訓練を通じたマニュアルの改善 ・福祉専門職等への支援体制の検討 ・避難行動要支援者等に関する避難誘導方法等の検討	・福祉避難所開設・運営訓練の実施 ・訓練を通じたマニュアルの改善 ・福祉専門職等への支援訓練等の検討 ・避難行動要支援者等に関する避難誘導訓練等の検討 ・福祉避難所の拡充に向けた検討	P.288
-----------------------	---	---	---	-------

【所管部】区民生活部、福祉部、健康部、子ども家庭部、防災都市づくり部

対策項目	② 高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児及びその保護者への対策			
実施内容	・震災時における身体防護、火災の防止、避難経路の確保及び在宅避難の実現を図るため、家具類の転倒・落下・移動防止器具や感震ブレーカー、防災ベッド、耐震シェルターの設置について、一層の周知・促進を図る。 ・情報収集にハンディキャップのある障がい者等に対して迅速かつ効率的に災害情報を伝達する体制を強化するため、災害情報受信機の配付を推進する。 ・災害時における地域での避難行動要支援者の速やかな安否、所在確認の実現を図り、警察、消防、自衛隊等の迅速かつ円滑な救護・救援活動につなげるため、避難行動要支援者のうち特に避難に支援を必要とする方への個別避難計画の作成を推進する。なお、高齢者については、作成対象者の過半数が施設入所等により毎年入れ替わることから、継続的な作成勧奨を実施できないケースが多いが、担当するケアマネジャーへの周知や連携等を工夫していく。障がい者については、策定していない方に対し、計画相談事業所や通所事業所など、あらゆる方面からの勧奨を引き続き行う。 ・家族の年齢構成や性別等を考慮した、各家庭の状況に応じた防災対策が必要であることについて、様々な媒体や機会を活用し、周知啓発を行う。			
取組（指標）	到達目標			主な地域防災計画の関連項目ページ
	令和6年度 （実施中）	令和7年度	令和8年度	
【再掲】家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置の推進	実施率 （区政世論調査） 76%	実施率 （区政世論調査） 78%	実施率 （区政世論調査） 80%	P.72
	設置助成件数 40 件	設置助成件数 40 件	設置助成件数 40 件	
【再掲】感震ブレーカーの設置・配付の推進	実施率 （区政世論調査） 24%	実施率 （区政世論調査） 27%	実施率 （区政世論調査） 30%	P.72
	設置助成・配付件数 600 件	設置助成・配付件数 700 件	設置助成・配付件数 800 件	
【再掲】防災ベッド、耐震シェルターの設置の推進	助成金交付申請数 3 件	助成金交付申請数 6 件	助成金交付申請数 10 件	P.72

【再掲】災害情報受信機配付事業の推進	・区報や区ホームページ、防災講話等を活用した災害情報受信機の周知	・区報や区ホームページ、防災講話等を活用した災害情報受信機の周知	・区報や区ホームページ、防災講話等を活用した災害情報受信機の周知	P.216
避難行動要支援者の個別避難計画の策定支援	・個別避難計画未策定者の調査・検証 ・検証結果等に基づく個別避難計画の策定の勧奨・支援	・検証結果等に基づく個別避難計画の策定の勧奨・支援	・検証結果等に基づく個別避難計画の策定の勧奨・支援	P.292
	個別避難計画策定率 高齢者 55% 障害者 52%	個別避難計画策定率 高齢者 60% 障害者 57%	個別避難計画策定率 高齢者 65% 障害者 62%	
家庭の状況に応じた防災対策の啓発	・民生委員や介護事業所、地域包括支援センター等を通じた周知啓発 ・福祉避難所開設・運営訓練や福祉・介護に関する講演・イベントの開催時の周知啓発 ・パンフレット等を活用した、乳幼児がいる世帯への災害対策の周知啓発 ・防災講話や出張あらBOSA I等における配慮を要する方向けのパネル展示や備蓄展示（食料や生活用品の備蓄物資の実際の必要量を展示）の実施	・民生委員や介護事業所、地域包括支援センター等を通じた周知啓発 ・福祉避難所開設・運営訓練や福祉・介護に関する講演・イベントの開催時の周知啓発 ・パンフレット等を活用した、乳幼児がいる世帯への災害対策の周知啓発 ・防災講話や出張あらBOSA I等における配慮を要する方向けのパネル展示や備蓄展示（食料や生活用品の備蓄物資の実際の必要量を展示）の実施	・民生委員や介護事業所、地域包括支援センター等を通じた周知啓発 ・福祉避難所開設・運営訓練や福祉・介護に関する講演・イベントの開催時の周知啓発 ・パンフレット等を活用した、乳幼児がいる世帯への災害対策の周知啓発 ・防災講話や出張あらBOSA I等における配慮を要する方向けのパネル展示や備蓄展示（食料や生活用品の備蓄物資の実際の必要量を展示）の実施	P.289

対策項目	③ 女性の視点や多様性に配慮した対策			
実施内容	・女性の視点や多様性に配慮した避難所運営の重要性について、避難所開設・運営訓練や防災講話等の機会を活用して周知啓発を行う。 ・避難者の多様なニーズや避難生活に対する不安・悩み等に適切に対応するため、避難者への相談・支援体制の整備・充実を図る。 ・生理用品などの備蓄物資の充実を図るとともに、配布場所や配布方法について、避難者に配慮した避難所運営を行う。 ・平時から男女共同参画の推進とLGBTQ等の多様性の理解促進を図る。			
取組（指標）	到達目標			主な地域防災計画の関連項目ページ
	令和6年度 （実施中）	令和7年度	令和8年度	
女性の視点や多様性に配慮した避難所における管理運営・支援体制の整備及び周知啓発	・避難所運営委員会や避難所開設・運営訓練における多様性に配慮した避難者への相談・支援体制の検証・改善 ・避難所における多様性に配慮したスペースやレイアウトの検討、避難所運営マニュアルへの反映 ・避難所開設・運営訓練や防災講話等における啓発	・避難所運営委員会や避難所開設・運営訓練における多様性に配慮した避難者への相談・支援体制の検証・改善 ・避難所における多様性に配慮したスペースやレイアウトの検討、避難所運営マニュアルへの反映 ・避難所開設・運営訓練や防災講話等における啓発	・避難所運営委員会や避難所開設・運営訓練における多様性に配慮した避難者への相談・支援体制の検証・改善 ・避難所における多様性に配慮したスペースやレイアウトの検討、避難所運営マニュアルへの反映 ・避難所開設・運営訓練や防災講話等における啓発	P.294
男女共同参画の推進及び多様性の理解促進	・男女共同参画の推進に係る講座等の実施 ・講座等を通じた防災意識の向上	・男女共同参画の推進に係る講座等の実施 ・講座等を通じた防災意識の向上	・男女共同参画の推進に係る講座等の実施 ・講座等を通じた防災意識の向上	P.294

対策項目	④ 動物救護			
実施内容	・災害発生時に、ペットの飼い主が避難所等に行かずに自宅でペットと共に生活できるように、飼い主に対して、在宅避難するための自宅の耐震工事や家具類の転倒・落下防災対策等の安全対策、備蓄の実施について、避難所開設・運営訓練や防災講話等の機会を活用して意識啓発を図る。また、自宅で過ごせない場合に備え、友人、知人、親戚宅などの避難所以外の避難先の確保や、避難する際の備蓄品（収容ケージやペットの7日分以上（少なくとも5日分）の水及び餌等）、無駄吠えなどへのしつけなど、平時から行うべき備えについて周知啓発を図る。 ・動物病院や獣医師会、防災区民組織、災害時協定事業者等との連携により、各地区1か所の災害時のペットの避難施設の確保や保護・治療体制を構築する。			
取組（指標）	到達目標			主な地域防災計画の関連項目ページ
	令和6年度（実施中）	令和7年度	令和8年度	
ペットの飼い主への事前の備え及び区民へのペットの避難に関する意識啓発	・犬や猫の飼い方講習会における災害時の備えに関する啓発 ・飼い主への啓発チラシの配付 ・区報や区ホームページ、防災地図等による震災への備えに関する周知啓発 ・区報や区ホームページ、防災地図等による水害時におけるペットの避難に関する周知啓発	・犬や猫の飼い方講習会における災害時の備えに関する啓発 ・飼い主への啓発チラシの配付 ・区報や区ホームページ、防災地図等による震災への備えに関する周知啓発 ・区報や区ホームページ、防災地図等による水害時におけるペットの避難に関する周知啓発	・犬や猫の飼い方講習会における災害時の備えに関する啓発 ・飼い主への啓発チラシの配付 ・区報や区ホームページ、防災地図等による震災への備えに関する周知啓発 ・区報や区ホームページ、防災地図等による水害時におけるペットの避難に関する周知啓発	P. 296
動物の避難体制の整備	・避難所開設・運営訓練における飼い主への在宅避難に対する備えやペットを避難させる際の注意事項等に関する周知啓発 ・獣医師会や民間事業者との災害時協定に基づく協力体制の構築及び各地区1か所のペット避難施設の確保 ・荒川自然公園整備期間（令和8～9年度予定）における動物の避難代替施設等の検討	・避難所開設・運営訓練における飼い主への在宅避難に対する備えやペットを避難させる際の注意事項等に関する周知啓発 ・獣医師会や民間事業者との災害時協定に基づく協力体制の構築及び各地区1か所のペット避難施設の確保 ・荒川自然公園整備期間（令和8～9年度予定）における動物の避難代替施設等の検討	・避難所開設・運営訓練における飼い主への在宅避難に対する備えやペットを避難させる際の注意事項等に関する周知啓発 ・獣医師会や民間事業者との災害時協定に基づく協力体制の構築及び各地区1か所のペット避難施設の確保 ・代替施設における必要資器材の準備など運営体制の確保	P. 296

9 物流・備蓄・輸送対策の推進

震災時に平時の市場流通機能が被害を受けた場合に備え、区として避難者の生命、身体を保護するために必要な食料・水・毛布等の生活必需品を十分に確保する。

【所管部】区民生活部、福祉部

対策項目	① 食料及び生活必需品等の確保			
実施内容	・災害時の道路状況や天候状況によっては東京都から支援物資の供給を受けることができない恐れがあるため、区として発災後3日分の備蓄数量を確保するとともに、高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児にも配慮した備蓄品目の充実を図る。			
取組（指標）	到達目標			主な地域防災計画の関連項目ページ
	令和6年度 (実施中)	令和7年度	令和8年度	
高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児に配慮した備蓄の推進	・高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児等に配慮した備蓄物資の検討、適宜配備 ・ミキサー食等高齢者や障がい者に配慮した備蓄品の福祉避難所への配備	・高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児等に配慮した備蓄物資の検討、適宜配備 ・ミキサー食等高齢者や障がい者に配慮した備蓄品の福祉避難所への配備 ・民生委員や介護事業所、地域包括支援センター等を通じた周知啓発 ・福祉避難所開設・運営訓練や福祉・介護に関する講演・イベントの開催時の周知啓発	・高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児等に配慮した備蓄物資の検討、適宜配備 ・ミキサー食等高齢者や障がい者に配慮した備蓄品の福祉避難所への配備 ・民生委員や介護事業所、地域包括支援センター等を通じた周知啓発 ・福祉避難所開設・運営訓練や福祉・介護に関する講演・イベントの開催時の周知啓発	P.321
区民用備蓄の充実	・区民用備蓄を3日分確保するための備蓄計画の策定（令和6年度現在、区民用備蓄1日分を確保） ・避難所における生活環境・衛生環境の向上に資する備蓄の推進 ・宮前公園の防災倉庫、備蓄倉庫の設計やレイアウト等整備内容の検討	・区民用備蓄を1.2日分に増強 ・避難所における生活環境・衛生環境の向上に資する備蓄の推進 ・宮前公園の防災倉庫、備蓄倉庫の基本設計及び実施設計	・区民用備蓄を1.5日分に増強 ・避難所における生活環境・衛生環境の向上に資する備蓄の推進 ・宮前公園の防災倉庫、備蓄倉庫の整備	P.321

10 住民の生活の早期再建

被災区民の生活再建を迅速に実施するため、応急危険度判定、罹災証明書の交付、災害廃棄物処理等の生活再建体制を整備する。

【所管部】防災都市づくり部

対策項目	① 応急危険度判定の体制整備			
実施内容	・災害時において的確かつ迅速に応急危険度判定を実施するため、事前に業務マニュアルを作成し、人員や判定資器材を確保する。 ・都と連携し、建築士の資格等を有する民間建築士に対し、応急危険度判定に関する講習の受講・登録を促進し、人員を確保する。 ・区内在住の判定員で構成される区判定員会の総会等を通じ、平時から連携体制を確立する。			
取組（指標）	到達目標			主な地域防災計画の関連項目ページ
	令和6年度 （実施中）	令和7年度	令和8年度	
応急危険度判定を実施するための体制強化	・訓練等を通じた業務マニュアルの確認・充実、必要な判定資器材の準備 ・区内の建築関連団体に判定士の登録促進に関する周知 ・連絡訓練を通じた区判定員との連携体制の確認	・訓練等を通じた業務マニュアルの確認・充実、必要な判定資器材の準備 ・区内の建築関連団体に判定士の登録促進に関する周知 ・連絡訓練を通じた区判定員との連携体制の確認	・訓練等を通じた業務マニュアルの確認・充実、必要な判定資器材の準備 ・区内の建築関連団体に判定士の登録促進に関する周知 ・連絡訓練を通じた区判定員との連携体制の確認	P.346

対策項目	② 災害廃棄物（がれき・し尿等）処理体制の整備			
実施内容	・災害廃棄物等（がれき・し尿等）を迅速かつ的確に処理するため、「荒川区災害廃棄物等処理方針」に基づく訓練の実施等を通じて、関係団体との連携を高め、実効性の更なる向上を図るとともに、区民に対して災害時におけるごみの分別等について、様々な媒体や機会を活用して周知啓発を行う。 ・震災時においては、断水や下水道被害が原因で、平常時と同様にトイレが使用できなくなる状況が想定されることを踏まえ、災害時に使用できるトイレの整備を進めるとともに、衛生的な使用環境確保のため、発災時のトイレの使用や携帯トイレの備蓄の重要性等について、避難所開設・運営訓練、防災訓練や出張あらB O S A I、防災講話等の様々な媒体や機会を活用して周知啓発を行う。			
取組（指標）	到達目標			主な地域防災計画の関連項目ページ
	令和6年度 （実施中）	令和7年度	令和8年度	
災害廃棄物処理体制の整備	・処理方針に基づく訓練の実施 ・訓練を通じた災害廃棄物の処理に関する課題の抽出及び処理方針の改善 ・関係団体との連携強化	・処理方針に基づく訓練の実施 ・訓練を通じた災害廃棄物の処理に関する課題の抽出及び処理方針の改善 ・関係団体との連携強化	・処理方針に基づく訓練の実施 ・訓練を通じた災害廃棄物の処理に関する課題の抽出及び処理方針の改善 ・関係団体との連携強化	P.350
区民に対する災害時のごみの分別に係る平時からの普及啓発	・区報、区ホームページ等を活用した災害時のごみの分別に係る事前の周知	・区報、区ホームページ等を活用した災害時のごみの分別に係る事前の周知	・区報、区ホームページ等を活用した災害時のごみの分別に係る事前の周知	P.350
災害時に使用可能なトイレの整備及び携帯トイレの普及啓発	・都下水道局及び水道局への区内上下水道管の耐震化に関する要望 ・一次避難所区域ごとに避難者50人に1基の割合で災害時に使用可能なトイレの確保 ・携帯トイレの使用方法や各家庭内での携帯トイレの備蓄に関する普及啓発	・都下水道局及び水道局への区内上下水道管の耐震化に関する要望 ・一次避難所区域ごとに避難者50人に1基の割合で災害時に使用可能なトイレの確保 ・携帯トイレの使用方法や各家庭内での携帯トイレの備蓄に関する普及啓発	・都下水道局及び水道局への区内上下水道管の耐震化に関する要望 ・一次避難所区域ごとに避難者50人に1基の割合で災害時に使用可能なトイレの確保 ・携帯トイレの使用方法や各家庭内での携帯トイレの備蓄に関する普及啓発	P.360

対策項目	③ 被災者生活再建支援に係る体制整備			
実施内容	・住家被害認定調査、罹災証明書交付、生活再建支援等を迅速かつ効率的に実施するため、事前に被災者生活再建支援システムにおける住家被害認定調査や罹災証明書交付に関する手順や必要資器材等を整理するとともに、職員研修や訓練等を通じて、運用体制の強化を図る。			
取組（指標）	到達目標			主な地域防災計画 の関連項目ページ
	令和 6 年度 （実施中）	令和 7 年度	令和 8 年度	
被災者生活再建支援体制の整備及び被災者生活再建支援システム研修・運用訓練の実施	・罹災証明書発行研修 2 回 ・建物被害認定調査研修 2 回 ・モバイルシステム操作研修 1 回 ・研修等参加人数 360 名（累計）	・罹災証明書発行研修 2 回 ・建物被害認定調査研修 2 回 ・モバイルシステム操作研修 1 回 ・研修等参加人数 380 名（累計）	・罹災証明書発行研修 2 回 ・建物被害認定調査研修 2 回 ・モバイルシステム操作研修 1 回 ・研修等参加人数 400 名（累計）	P.367

風 水 害 編

1 予防対策

大規模水害時に区民が安全に浸水の恐れがない場所に避難できるよう、平時から避難情報の伝達及び避難体制を整備するとともに、東京都や関係機関等と連携した広域避難体制について検討を進める。

【所管部】区民生活部

対策項目	① 区民への情報伝達・意識啓発			
実施内容	・気象庁から気象警報、洪水警報等が発表された場合や、大型台風の接近、上陸等により区内に浸水被害が発生する可能性がある場合の避難方法や避難場所等について、防災地図（水害版）や防災アプリ、区ホームページ、区報等の様々な媒体や防災講話等を活用し、区民への周知啓発を行う。			
取組（指標）	到達目標			主な地域防災計画の関連項目ページ
	令和6年度 （実施中）	令和7年度	令和8年度	
風水害時の避難方法・避難場所の周知及び風水害に関する普及啓発	・区報、区ホームページ、防災アプリ、防災地図などの様々な媒体を活用した避難方法等の周知 ・東京マイ・タイムラインを活用した啓発	・区報、区ホームページ、防災アプリ、防災地図などの様々な媒体を活用した避難方法等の周知 ・東京マイ・タイムラインを活用した啓発	・区報、区ホームページ、防災アプリ、防災地図などの様々な媒体を活用した避難方法等の周知 ・東京マイ・タイムラインを活用した啓発	P.447

【所管部】区民生活部、福祉部、子ども家庭部、教育委員会事務局

対策項目	② 要配慮者対策			
実施内容	・水害時における要配慮者の避難体制の強化を図るため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を促進するとともに、区独自に「計画作成の手引き」を作成するなどの支援を行う。			
取組（指標）	到達目標			主な地域防災計画の関連項目ページ
	令和6年度 （実施中）	令和7年度	令和8年度	
要配慮者利用施設ごとの避難確保計画の作成支援	・作成率 70.4% (250/355 施設) ・避難確保計画未作成の要配慮者利用施設に対する計画の作成促進 ・要配慮者利用施設管理者への避難確保計画の作成支援	・作成率 80.0% ・避難確保計画未作成の要配慮者利用施設に対する計画の作成促進 ・要配慮者利用施設管理者への避難確保計画の作成支援	・作成率 90.0% ・避難確保計画未作成の要配慮者利用施設に対する計画の作成促進 ・要配慮者利用施設管理者への避難確保計画の作成支援	P.449

対策項目	③ 避難場所の管理運営体制の整備			
実施内容	・迅速かつ円滑な避難場所の開設及び運営体制を確保するため、避難場所に指定した担当職員を対象とした研修等を通じて、避難場所運営のノウハウを身に付けるとともに、施設のレイアウト検討や必要資器材の確認等を行う。			
取組（指標）	到達目標			主な地域防災計画の関連項目ページ
	令和6年度 （実施中）	令和7年度	令和8年度	
避難場所の管理運営体制の充実	・避難場所運営担当職員を対象とした研修・現地確認の実施 ・各避難場所における避難場所対応マニュアルの改善	・避難場所運営担当職員を対象とした研修・現地確認の実施 ・各避難場所における避難場所対応マニュアルの改善	・避難場所運営担当職員を対象とした研修・現地確認の実施 ・各避難場所における避難場所対応マニュアルの改善	P.449

対策項目	④ 広域避難体制の整備			
実施内容	・大規模水害時に区内の大部分が浸水する想定であることを踏まえ、国や東京都、関係自治体、防災関係機関、交通事業者等と連携した広域避難体制の整備（広域避難先施設や輸送手段の確保、広域避難先施設の開設運営計画の作成、避難情報の発令時期や内容の検討等）を進める。			
取組（指標）	到達目標			主な地域防災計画の関連項目ページ
	令和6年度 （実施中）	令和7年度	令和8年度	
国、都、関係自治体等と連携した広域避難体制の整備	・「首都圏における大規模水害広域避難検討会」における国や都、他自治体等との広域避難体制に関する協議 ・広域避難先施設の開設運営計画の作成	・「首都圏における大規模水害広域避難検討会」における国や都、他自治体等との広域避難体制に関する協議 ・広域避難先施設の開設運営計画の作成	・「首都圏における大規模水害広域避難検討会」における国や都、他自治体等との広域避難体制に関する協議 ・広域避難先施設の開設運営計画の作成	P.449